

2025年1月1日～2025年12月31日に有効な最低賃金（時給）

New York City

 大規模な雇用主
(従業員数 11 名以上)

最低賃金 16.50 ドル

40 時間以降の残業代 24.75 ドル

 小規模な雇用主
(従業員 10 名以下)

最低賃金 16.50 ドル

40 時間以降の残業代 24.75 ドル

**Long Island および
Westchester County**
最低賃金 16.50 ドル

40 時間以降の残業代 24.75 ドル

**New York State
の残部**
最低賃金 15.50 ドル

40 時間以降の残業代 23.25 ドル

ご質問がある場合、さらに詳しい情報が必要な場合、または苦情を申し立てたい場合。

電話番号 : (518) 457-9000 | (888) 4-NYSDOL (888-469-7365) | 711 TTY/TDD

上述の最低賃金よりも給与が下回る要因となる税金控除と手当：

- **食事と宿泊** – 雇用主は、他に何も請求しない限り、あなたに支払う賃金から、提供する食事や宿泊に対して、限定された額を請求することができます。税率と要件は、賃金命令と要約に記載されており、オンラインで情報の入手ができます。

あなたの雇用主が従う必要がある他の規則：

- **安全性** – あなたの雇用主は現地、州および連邦の安全性および公衆衛生に関する法律と消防法を順守する必要があります。非常口に施錠してはならず、勤務時間中に簡単に屋外に出られるようにする必要があります。
- **自宅での作業** – 自宅で作業するために工場外に仕事を持ち出してはなりません。在宅労働者に直接的に仕事を分け与えてはなりません。
- **登録** – あなたの雇用主は労働局に登録済みである必要があります。雇用主は、年次の登録証明書を見える場所に掲示する必要があります。

上述の最低賃金に加えられる割増賃金：

- **残業** – 週40時間（在宅勤務の場合は44時間）を超える労働時間に対して、通常の賃金の1.5倍（上述の残業の金額を下回らない）の支払いを受ける必要があります。
例外: 有給の専門職か、週給が最低賃金率の75倍以上の役員と管理職の場合は、残業代は支払われません。
- **コールイン・ペイ** – 雇用主の都合で早上がりさせられた場合は、その日の最低賃金額の時間外手当を受け取ることができます。
- **就業時間（休憩時間を含む）** – 就業時間が10時間を超える場合、日当に割増賃金を請求できます。一日当たりの割増賃金は、最低賃金の1時間分の賃金に相当します。
- **ユニフォームのメンテナンス** – 自分でユニフォームをクリーニングした場合、週給に割増額を加算できます。週当たりの加算額は、オンラインでご確認いただけます。